

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月27日
【会社名】	株式会社アクロディア
【英訳名】	Acrodea, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堤 純也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
【電話番号】	03-5793-1300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 國吉 芳夫
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
【電話番号】	03-5793-1300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 國吉 芳夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成27年11月26日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年11月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

資本金の額の減少の内容

(1) 平成27年8月31日現在の資本金及び資本準備金の額

資本金	3,174,067,341円
資本準備金	3,038,267,338円

(2) 減少する資本金の額及び資本準備金の額

資本金	3,074,067,341円
資本準備金	2,920,002,947円

(3) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	5,994,070,288円
----------	----------------

(4) 減少後の資本金及び資本準備金の額

資本金	100,000,000円
資本準備金	118,264,391円

剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	5,994,070,288円
----------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	5,994,070,288円
---------	----------------

(3) 処分後の剰余金の額

その他資本剰余金	0円
繰越利益剰余金	0円

第2号議案 定款一部変更の件

当社株式の流動性の向上及び将来の機動的な資金調達を可能とするために、発行可能株式総数を変更するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人物の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、第29条(取締役の責任軽減)第2項及び第38条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

堤 純也、國吉 芳夫、桑原 崇、八田 武彦、加藤 隆哉の5氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

フロンティア監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	83,501	2,401	-	(注)1	可決 96.21
第2号議案	79,477	6,427	-	(注)2	可決 91.57
第3号議案					
堤 純也	82,447	3,442	-	(注)3	可決 95.01
國吉 芳夫	82,647	3,242	-		可決 95.24
桑原 崇	82,253	3,636	-		可決 94.78
八田 武彦	82,474	3,415	-		可決 95.04
加藤 隆哉	82,436	3,453	-		可決 95.00
第4号議案	83,853	2,058	-	(注)1	可決 96.60

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上